

青森県報

第千九十一号

令和八年
七月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障
祉が課い) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……一
- 地籍調査事業計画……………(農村整備課) ……一
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……二

告 示

青森県告示第四百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年七月十五日

名 称	青森県知事
所 在 地	宮 下 宗 一 郎
指 定 日	

いろは薬局

むつ市横迎町二丁目一の八

令和
八・七・一

青森県告示第四百四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和八年七月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援の種類		障害児通所支援事業を行う事業者		指 定 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	年 月 日
合同会社ぶりんぐあつ	十和田市稲生町一六の四三	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスひいらぎ	三戸郡五戸町字久蔵窪一三の四	令和八・七・一	

青森県告示第四百五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和八年七月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間

むつ市	大字田名部字立山の一部、二又川目の一部	令和七年四月一日から令和八年八月三十一日まで
-----	---------------------	------------------------

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年七月十五日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田三五六の二	田	二、五七八

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
--------	------	-----------------

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年七月二十九日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

令和八年一〇月三〇日	三年	二六二、八〇〇
------------	----	---------

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十四円九十五銭
------------------------------------	---	---------------------------------